

昭島市生産緑地地区指定基準細則

- 1 昭島市生産緑地地区指定基準（以下「基準」という。）第2条関係
 - (1) 第2条に規定する「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地であって、これらに隣接し、かつ、これらと一体になって農業の用に供されている農業用道路、農業用水路及び生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第8条において許容される施設の立地する土地を含むものとする。また、何らかの理由により一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であっても、容易に耕作の用に供することができるようなものについては、「農地等」とし、生産緑地地区に関する都市計画の決定、変更又は廃止に際して農業委員会の意見を聴くものとする。
 - (2) 第2条に規定する「一団のものの区域」とは、原則として、物理的な一体性を有する農地等の区域であって、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模のもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるときは、一団の農地等の区域として取り扱うことができるものとする。この場合において、介在する道路、水路等は生産緑地の面積に含めないものとする。なお、小規模として取り扱う道路等の幅員規模は、6mを上限とする。
 - (3) 前号の規定に係らず、法第10条に規定する買取りの申出又は土地収用法第3条各号に規定する事業に起因して第2条(2)の指定要件を満たさなくなった場合においては、次のように取り扱うことができるものとする。
 - ア 一団の農地等が分割される場合は、従前の一団の農地等を基準として、取り扱うものとする。
 - イ 過去に一団の農地等が分割されている場合は、従前の一団の農地等を基準として、取り扱うものとする。
 - ウ 同一の街区又は隣接する街区に所在する複数の農地等を、一団の農地等の区域として取り扱うものとする。なお、いずれかに該当する場合にも、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100平方メートルを下限とする。
 - (4) 袋地の農地等を指定する場合は、当該農地等が道路に2メートル以上接道していることを原則とする。ここでいう道路とは、公道又は道路形態をなす2メートル以上の通路とする。このとき通路は、公道に2メートル以上接していることを要する。また、接道要件が満たされない場合で、既に指定された生産緑地地区と一体化若しくは整形化が図れ、又は一団の土地となるときは、一団の区域として取り扱うものとする。
 - (5) 第2条(1)に規定する「公共施設等の敷地の用に供する土地として適している」とは、公共施設等の敷地とすることができる土地を広く意味するものであり、公共施設等の予定地としてあらかじめ確保する必要がある土地のみに限定するものではない。なお、防災上の観点から、道路に面する部分には原則として、垣、柵等を設置しないものとする。やむを得ず垣や柵を設置する場合は、生垣、フェンス等透視可能なものとする。
 - (6) 第2条(2)に規定する農地等の面積の算定にあたっては、土地登記簿

に記載されている面積、又は実測図によるものとする。ただし、筆の一部について指定を行う場合には、実測を必要とする。

- (7) 第2条(4)に規定する「相当期間にわたって農業経営等の継続」とは、原則として30年以上営農するものとする。

2 基準第3条関係

- (1) 第3条(1)に規定する「昭島市都市計画マスタープランに位置付けられているもの」とは、地域別まちづくり方針において、生産緑地の保全を図る方針が示されている地域とする。
- (2) 第3条(2)に規定する「昭島市環境基本計画に位置付けられているもの」とは、同計画で示す「緑地保全ゾーン」以外のゾーンに位置する農地とする。
- (3) 第3条(3)に規定する「公共施設用地等」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）第11条第1項の規定により定められた都市計画施設等の公共施設用地、又は同法第12条の4に規定する地区計画等で定められた施設用地として活用のある可能性がある区域とする。
- (4) 第3条(4)に規定する「一体化又は整形化」とは、既に指定されている生産緑地地区に2メートル以上辺で接し、営農環境が向上すると認められる農地等とする。
- (5) 第3条(5)に規定する「市民農園等」とは、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）により開設する市民農園とする。

3 基準第4条関係

- (1) 第4条(4)に規定する「計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの」とは、次に掲げる農地等とする。
- ア 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業（土地区画整理事業等）を施工中の区域内の農地等（計画的に配置される農地等で、計画的な市街地の形成を図る上で支障がないと認められるものを除く。）
- イ 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業（土地区画整理事業等）のいずれかが施行済みの区域において、既存の生産緑地が当該事業面積の概ね30%を超えている区域内の農地等

4 基準第5条関係

第5条の生産緑地地区指定に関する必要書類は、次のとおりとする。

- (1) 昭島都市計画生産緑地地区指定申請書（第1号様式）
- (2) 昭島都市計画生産緑地地区指定同意書（第2号様式）
- (3) 昭島都市計画生産緑地地区農地等明細書（第3号様式）
- (4) 昭島都市計画生産緑地地区営農概要書（第4号様式）
- (5) 添付書類
- ア 案内図
- イ 公図写
- ウ 実測図
- エ 土地登記簿謄本
- オ 印鑑登録証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ア 昭島都市計画生産緑地地区誓約書（第5号様式）

イ その他特に必要と認められるもの

附 則

この細則は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。